

後期高齢者医療制度の 被保険者の皆さんへ

皆さんの保険証が 新しくなります

二十年四月一日から始まった後期高齢者医療制度の保険証は毎年八月一日に前年の所得を確認し、更新となります。今年、制度が始まって初めての保険証の更新となります。

制度のみの保険証となります。後期高齢者医療制度の保険証一枚で病院に掛かれます。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」

現在使用している後期高齢者医療制度の保険証の有効期限は、二十一年七月三十一日です。八月一日から使用する新しい保険証は、七月中に郵送いたします。

入院時の負担額が世帯の限度額までとなり、食事が減額になる標記認定証の対象となる人（世帯員全員が住民税非課税）には、すでに申請書を郵送していますので現在入院中の入、入院の心配のある人は申請してください。

申請書が届いていない人は、この認定証の対象にはなりません

なお、有効期限の切れた保険証は、お手数でも役場町民生活課までご返却ください。※後期高齢者医療制度該当の人は、それまで加入していた健康保険（国保や社会保険）からは抜け、後期高齢者医療

を利用している世帯の負担を軽減する制度が始まりました。申請書が届いていない人は、この認定証の対象にはなりません。入院の場合保険証の提示のみで一部負担金は限度額までの請求となります。

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度が始まりました

七月末までの医療保険と介護

保険の自己負担を計算し、介護保険の自己負担を計算し、その超えた分を支給します。通常は毎年八月から翌年の七月末までの医療保険と介護

高額医療・高額介護合算療養費制度

世帯内の同一の健康保険制度の被保険者の人全員が、一年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担を計算し、その超えた分を支給します。通常は毎年八月から翌年の七月末までの医療保険と介護

保険の自己負担をもとに支給額を計算しますが、この制度が二十年四月から開始されたため、二十一年度は二十年四月から二十一年七月末の十六ヶ月間の自己負担額が、カッコ内の基準額（一）を超える場合に、その超えた分と基準額（二）の支給額を比べ大きい額を支給します。

今後支給対象となる人には、お知らせをする予定です。申請方法などは国保年金業務までご相談ください。

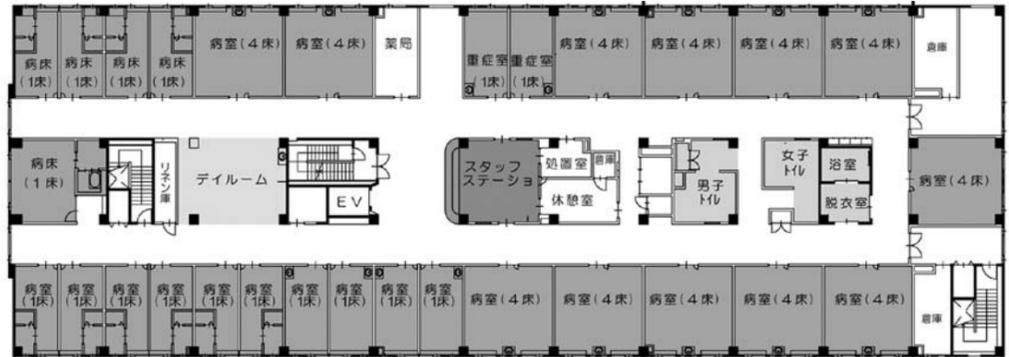
▼問い合わせ先
町民生活課 国保年金業務
☎(62) 2114

安全・安心な医療の提供を目指して

現在建設中の新たな町立病院は、21年11月1日(日)に開院する予定です。町立病院の概要を町民の皆さんにお知らせします。

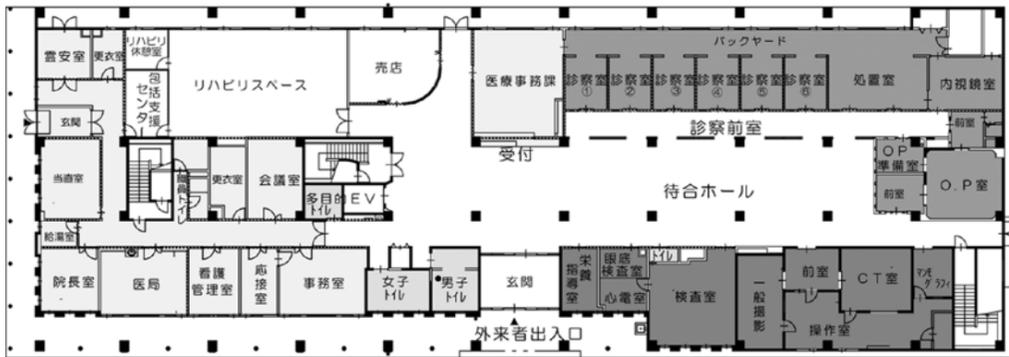
- 1. 敷地面積 8,663 平方メートル
- 2. 構造 鉄筋コンクリート造 地上3階建
- 3. 建築面積 2,244.12 平方メートル
- 4. 延床面積 4,360.97 平方メートル
- 5. 1階部 受付窓口および外来診察室、検査室、手術室、リハビリスペース、地域包括支援センター、カフェテリア、売店、院長室、医局、事務室、会議室、当直室、霊安室
- 6. 2階部 入院病棟 65 床
特別個室 1 室、個室 16 室、
4 床室 12 室 (48 床)
- 7. 3階部 機械室、倉庫
- 8. 診療科目 現在の病院と同じ内科、外科、
整形外科、耳鼻咽喉科、皮膚科
を予定。産婦人科の設置については指定管理者と協議中

2階
スタッフステーションやデイルーム(面会室)は、常に病室が見渡せるような安心設計
ゆったりとしたスペースのある特別個室もあります

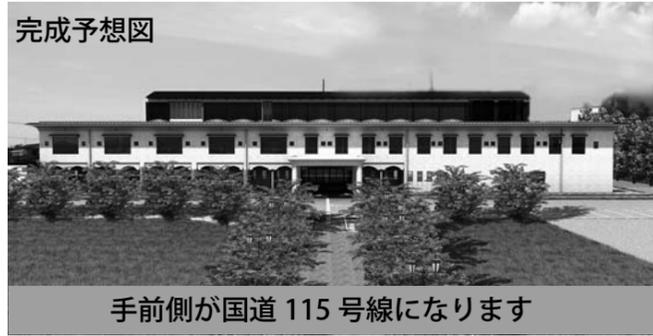


2階平面図

1階
待合ホールには十分なスペースが取り、くつろぎながら順番を待ちられます
病棟の周辺は散歩や散策にもってこの芝生広場になっています



1階平面図



Our Hospital

●問い合わせ先 病院整備室 病院整備業務
☎(62) 2115